

3. 組織・制度

3.1 開拓使時代

明治9年9月における開拓使の組織は、開拓使本庁（札幌）のほか、函館・根室に支庁が置かれている。札幌で始まった気象観測の担当は、はじめ本庁民事局測量課であったが、明治11年6月から民事局地理課に新しく設けた気象掛となり、函館気候測量所（現函館海洋気象台）をも管理することになった。なお、この気象掛（後には係）は北海道庁ができてからも長く存続して、道内の気象業務を統轄し、管理事務を担当する。この任に当たった人の中には水科七三郎のような著名な功労者もいたが、係長は通例、札幌測候所長が兼任することが多かった。

石狩川の利水あるいは治水については開拓当初から着目されたらしく、明治11年8月には石狩川沿岸の幌向・対雁・茨戸・石狩の4か所に水測所を設置し、同じく9月には天塩国の留萌に、また翌12年7月には根室に、それぞれ気候測量所を設けた。これら気候測量所の新設はいずれもホイラーの勧告によるものらしく、札幌農学第1年報（前出）の中で、ホイラーは次のような意見を述べている。

「本使所属ノ観象器、今一副、現ニ札幌ニ在ル旨ヲ伝承セリ。故ニ、余ハ謹ンデ更ニ東海岸或ハ東北海岸ノ極端近傍ニ、一ツノ観台ヲ設ケラレ、該器ヲ実用ニ供セラレン事ヲ勸奨セント欲スルナリ。」

留萌は明治13年12月廃止されたが、同14年5月には増毛気候測量所が設置された。

3.2 三県時代

明治15年2月に開拓使は廃止され、本道は札幌・函館・根室の三県に分割され、札幌県は3月16日開庁となった。この結果、札幌測候所をはじめ増毛気候測量所および前記の4水測所は札幌県の管理するところとなる。気象観測の担当は札幌県勸業課であったが、明治17年、地理課の新設に伴い同課所属となった。

明治9年に観測が開始されてから同15年ころまでの間、いわゆる札幌測候所が一般にんと呼称されていたかは明らかでない。他所と違い、札幌気候測量所の名は見当たらない。明治10、11年に刊行された札幌農学年報（和文篇）では Meteorological Station と Station for Observation は観台、観象場などと訳されている。また、明治11年の観象表には「地理課技術所」の押印が

ある。おそらく、明治13、14年ころには、測候所の名が使われ始めたのではないかと思われるが、手元の資料で札幌測候所の名が出てくるのは明治15年に入ってからである。しかし、自ら公式に使用するまでにはなっていない。

北海道気象報文札幌之部（明治27年6月札幌測候所発行）によれば、「明治15年2月、開拓使ヲ廢シ札幌、函館、根室三県ヲ置カルニ及ヒ、測候所ハ總テ其所在ノ県ニ属セラレ本所ハ札幌県所管トナリ札幌測候所ト稱シ…」とある。また、函館気候測量所もこの時点で函館県地理課測量係に属し、函館測候所と公称したことになる。しかし、明治16年7月17日付で、札幌測候所の名称新設に関する次の伺い文書が、勸業課地理掛から県令に出されている。

「当掛へ測候所ノ名称ヲ設ケラレ度ノ儀。

気象測量ノ事務ハ当掛ノ主管ニ候処、東京気象台ヲ始メ各地ノ測候所ヨリ到来スル公書類及電報等ハ単ニ札幌測候所ト記載有之候得共、本県ニ於テハ未タ測候所ノ名称ナキ故ニ是マデ地理掛ノ名儀ヲ以テストイヘトモ、右ハ測候者ノ詰所（北4条西2丁目ニ在ル）ニシテ当県庁本掛トハ数町相隔リ居リ、為メニ通常瑣細ノ報信ヲ各所ニ発スルニモ其時々押印等ノ為メ々々県庁本掛ニ回付スルノ不便ヲ免レザルノミナラズ、名儀一定ノ上、上門戸ヘ標記シ置カザレバ電信併郵番共或ハ配達方ニ迷惑ヲ生セシメ為メニ違達ノ恐レナキニ非ラザルベシトモ存候ニ付テハ自今、左記之通り名称御決定相成可然哉此段至急伺候也。」

これによると、少なくとも札幌に関しては、公式に札幌測候所の名称が付与されたのは、この伺い文書以降である。

函館県は明治17年5月に寿都郡役所に測候掛を設け、翌6月1日から気象観測を開始し、明治19年末には札幌本庁の裁可を得て寿都測候所と公称した。

石狩川沿岸に設置した4水測所は、廃使置県当時、測候所と同じ勸業課に属していたらしいが、明治17年12月には土木課の所管となった。また、同18年11月には増毛測候所を廃止し、宗谷測候所が新設された。

3.3 北海道庁時代

北海道を三県に分割して開拓を進めたが、開拓の事業は少しも進展せず、いたずらに経費の支出が増えるばかり

りであった。このため、明治19年1月に三県を廃し、2月1日を以て札幌に北海道庁を、函館・根室にそれぞれ支庁を設置した。

当時、道庁の内部組織は4部制で、気象関係は第2部地理課に所属していた。以後、北海道拓殖の進展と時代が進むにつれて、北海道庁の内部組織は幾度か改変され、その度に測候所の所属も次に示すように変遷している。

明治19年2月	第2部	地理課
同 24年8月	内務部	農商課
同 31年	殖民部	農商課
同 37年	殖民部	農工課
同 38年5月	第3部	農務課
同 43年4月	勸業部	農務課
大正2年6月	内務部	農務課
同 12年4月	産業部	農務課
昭和7年	産業部	農産課
同 10年	經濟部	農産課

これより先の明治18年3月に、殖民地撰定法が制定されていたが、この中には現地の気象関係の調査が規定されていなかったため、実効をあげるに至らなかった。そこで、道庁の設置と同時に、調査項目が再検討され、開拓の基本となる気象調査を法に含めたほか、調査員の数を増し、開拓予定地においても気象観測を実施することにした。また、開拓の進展に伴い、測候所の配置も検討され、明治19年8月には太平洋岸に突出した襟裳岬に襟裳測候所を設置したが、同測候所は明治22年4月、襟裳岬灯台に業務を引き継いでいる。

廃県置庁後、各支庁の租税課に属していた函館・根室の各測候所は、明治19年12月28日、支庁が廃止されるや道庁の直轄となった。

明治20年5月には、北海道庁測候所処務規程及び北海道庁測候所員心得が定められた。当時の内容は明らかではないが、前者は測候所の官職、分掌、業務、事務処理等について規定したものである。

札幌あるいは函館などの測候所と、内務省地理局、東京気象台等との間には、明治14年の万国同時観測通報・非常特発電報の実施以来、業務上の交流が行われていたが、開拓の目的に沿って発足した本道の気象業務は、なお独自に運営されていた。また、全国的にも気象事業は逐次拡大され、国家事業としての性格をも帯びようになってきていたが、業務の運営を規定する基本的な法律がないまま、その運営はほぼ地方に任されていた。

そのような点を改善し、気象業務をできるだけ全国的に統一すべく、明治20年8月に勅令及び内務省令によって、気象台測候所条例及び同施行細則の制定・施行となった。この条例は、気象事業を規定する法的根拠として長く存続したが、昭和18年11月に気象事業令と改称され、戦後の新憲法により、昭和22年12月限りで自然失効となった。

この条例および施行細則では、測候所の設立には内務大臣の許可を要すること、管理は地方長官が行い、経費はその地の地方税から支出し、観測の回数・種目によって測候所に等級をつけることなどが規定されている。北海道ではこれに基づき、明治21年5月、北海道測候所規程を定め、札幌・函館・根室を同年7月をもって1等測候所に指定した。

明治21年7月、上川2等測候所（現旭川地方気象台）が上川郡忠別太に新設されたのを皮切りに、22年8月に網走、翌9月には釧路に、それぞれ2等測候所が設置された。この年7月から宗谷測候所は地元灯台に移管し、明治25年1月、十勝に十勝3等測候所（現帯広測候所）を設置している。また、明治35年には、北千島の紗那にも測候所ができた（第19章参照）。

大正7年6月、測候所の名称は地元の市町村名を使用することになり、上川は旭川、十勝は帯広と、それぞれ名称が変更された。翌8年5月には、文部省令によって気象台測候所条例施行細則の一部が改正され、明治21年から続いた測候所の等級が廃止となった。

大正10年1月に札幌測候所羽幌支所が設置され、同年4月に道立羽幌測候所となる。大正12年1月には室蘭測候所の設立があり、これで道内の測候所は10か所になった。昭和2年以降、国営移管までに道内に設置された測候所は次のとおりである。昭和2年に浦河、10年に幌筈、12年に稚内・森（中央気象台観測所）。また昭和12年4月、東京—札幌間の民間定期航空路線の開設に伴い、中央気象台札幌飛行場出張所が設けられている（第13.1節参照）。

次に国営移管について述べる。昭和12年10月28日に、文部省令第34号及び文部省告示第347号により、官制上、中央気象台札幌支台が札幌市北2条に設置され、当分の間支台の事務取扱場所は北海道立札幌測候所において行うことが告示された。これが国営移管の第一歩であり、この間の事情について「気象百年史」に次のとおり記載されている。

「地方測候所の地方費による維持は日露戦争以後次第

に困難となり、補助金交付ないし国営移管はしばしば全国気象協議会の議題とされていたが、予算要求はいれられず、実情はわずかに個別的に国営化の方向に進むにとどまった。

昭和12年に海軍側から地方測候所の現状と中央気象台間の事業上の連絡状況等につき承合があり、地方測候所の現状では気象業務上の需要完全に期待し得ず、平素中央気象台の主張する測候所の拡充強化は絶対必要なことと意見が一致した。このため企画院の気象協議会に気象事業の国営問題を提起し、慎重審議の結果、昭和13、14年の両年度にわたり全面的に国営とすることに決定。」

中央気象台札幌支台設置後、道立札幌測候所との間に事務引継ぎが進められ、昭和13年6月作業が完了したので、文部省告示第252号（昭和13.6.23）により同年6月30日限りで、道立札幌測候所の廃止が承認された。

3.4 中央気象台時代

中央気象台札幌支台は道立札幌測候所が廃止されて、名実共に活動を開始した。これは本道における国営移管の最初であり、このあと昭和13年10月には旭川・羽幌・根室・浦河・紗那の各測候所が中央気象台測候所になった。続いて翌14年11月には、全国を4管区制としたほか、まだ国営移管となっていなかった地方の測候所も国営移管となった。

昭和14年3月17～20日の気象事務打合会において、岡田武松中央気象台長は、国営移管及び4管区制への改革案について次のように講演している。

「本邦の気象事業は近年俄かに勃興した航空産業等の諸方面より種々要求が多くなり、従来の僅少なる従業員と貧弱なる内容とでは、如何に努力しても最近の情勢に即応してゆくことが出来なくなったので、ここに事業の内容及び組織を急速に改善する必要に迫られたのである。

改善すべき事項は甚だ多いが、第一に着手すべきは地方測候所を国営に移管し、現在の附属測候所と共に物的及び人的の方面を改善することであり（中略）、地方測候所の移管が完成した後の組織については、全国を天気予報と産業気象の2方面から見て、9個の気象区とし、さらに気象無線報が15分乃至30分以内の時間で集め得ることの必要から、本邦を北部・東部・中部・西部の4管区に分ち、北部は札幌（以下略）。」

この構想から昭和14年10月31日の勅令第740号による管区制の裁可となり、11月1日から発効となった。これが札幌管区気象台の創設である。

昭和15年は紀元2600年の祝賀行事が行われた年であり、日米開戦の前年でもあった。中央気象台は船舶の航行および本土防衛上にも必要あるとして、この年の2月、江差に中央気象台江差観測所を設置した。

昭和16年には、4月に雄武測候所と中央気象台幾寅観測所が設置され、10月には羽幌測候所が中央気象台羽幌観測所に降格している。翌17年は6月1日を気象記念日と定めた年であるが、3月には新たに小樽と留萌に測候所が設けられ、枝幸・苫小牧には中央気象台観測所が設置された。このうち、苫小牧の業務開始は4月で、留萌では翌18年1月から業務を開始している。

一方、管区気象台の内部組織についても、昭和17年5月1日から中央気象台達により、次のとおり、初めて課制が施された。

台長	総務課（課長 鉢嶺清介）
（八鍬利助）	予報課（課長 斎藤鍊一）
	測候課（課長 柳吉喜太郎）
	調査課（課長 八鍬利助）（兼務）

昭和18年、各戦線の敗、撤退が相次ぎ、本土決戦が叫ばれ始め、本土も空襲の危機にさらされた。

この年、陸軍北部第149部隊野戦気象隊が、道内気象官署から入電する気象報を関係各部隊に通報する作業のために、久徳道夫陸軍少佐外30名が台内に駐在し、2階の会議室には女子職員及び当時の札幌第二中学校生徒が勤務し、予報の乱数作業に当たっていた。

同年10月1日には、航空気象観測網をさらに拡充するため、本道の羊蹄山・佐幌岳・阿寒岳に山岳測候所を設置した。このうち、羊蹄山は俱知安測候所の前身となった。また中央気象台航空観測所及び中央気象台観測所の一部を所在の気象官署に運営させることが、文部省から告示された。この結果、中央気象台札幌航空気象観測所は札幌管区気象台札幌航空気象観測所に、幾寅、羽幌の観測所は帯広測候所幾寅観測所と留萌測候所羽幌観測所にそれぞれ所属が変更された。一方、政府は戦局を乗り切るために行政官庁の官制を統廃合し、中央気象台は昭和18年11月1日勅令第829号をもって文部省から新設の運輸通信省に移管された。

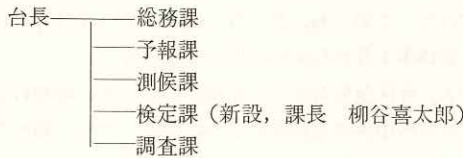
昭和20年5月、勅令によって運輸通信省が廃止され、中央気象台は運輸省に移った。

一方、北海道帝国大学構内で陸軍北部第149部隊が、ウラジオストック、ハバロフスクの気象無線放送の解読を行っており、この隣接地（当時の低温科学研究所）に地下壕を建設し、6月から予報課の現業職員が業務に当

たっていた。また、どのような経緯と理由からかは不明であるが、終戦直前の8月11日付で管区气象台に測候所が併設され、所長も発令されている。しかし、これは組織上の形式だけで、昭和24年6月1日に併設測候所は廃止となっている。

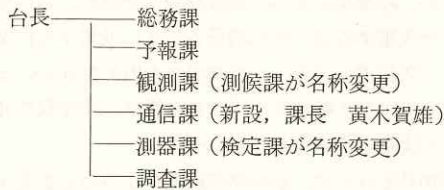
昭和20年8月15日正午、戦争終結の詔書の録音放送を台内各職場において聞いた。

同年11月1日、管区气象台の内部組織に変更があり、4課制から5課制となっている。



終戦とともにアメリカ軍の進駐によりその気象業務に直接協力することが要請され、21年4月には、管区・小樽・倶知安の気象官署から約14、5名が協力要員として千歳に向出した。これらの要員は、5月1日業務開始となった千歳測候所の職員に配置換えされた。

昭和21年の6月1日には、管区の内部組織が次のとおり改正された。



さらに同日付けで、台内各課に次の掛が置かれた。

- 総務課：総務、人事、厚生、会計、用度
- 予報課：予報、長期予報、現業
- 観測課：観測、高層、地震
- 通信課：無線、電信、整備
- 測器課：測器、検定、工作
- 調査課：調査、産業気象、統計、図書

終戦以来国内の食糧事情は極端に悪く、空地は畑に活用され、昭和21年6月1日台達第24号で、気象官署用地耕作規程が定められた。一方、22年11月には、美瑛・岩見沢に産業気象研究所が開設された。このうち美瑛は24年12月に廃止となったが、岩見沢は存続し現在の岩見沢測候所への前身となった。

また、昭和21年には、気象官署における労働組合として全国気象職員組合の組織が結成された。これは、昭和23年7月施行の国家公務員法に規定する職員団体に該当し、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし

て、管理当局と交渉を行う組織である。事務管理及び監督の立場にある当局は、これに対応する必要がある、いわゆる労務管理は戦後事務の大きな特色の一つとなった。

戦後のひっ迫した生活事情の中で、職員の越冬準備に要する費用の応急対策として、共済組合が職員に対し越冬資金を臨時に貸付ける措置が講ぜられたのも昭和21年である。かつて北海道の職員に対しては、寒冷越年用として、大正9年以来、臨時勤務手当の形で一時手当が支給されていたことがあって、これが現在の寒冷地手当の前身である。

労働組合からの要望もあり、北海道官公庁（現在は主に寒冷地手当の改善を上申する北海道全官公職員処遇改善連絡協議会がある）は、北海道在勤の職員に対する越冬手当の支給を上申した。昭和22年法律第158号で、世帯主3万円、非世帯主1万円が石炭手当として支給され、昭和23年12月には閣議決定で、さらに勤務手当も支給されるようになった。昭和24年には、この勤務手当と石炭手当が、法律第200号により、寒冷地手当として一本化された。この手当の制定に当たって、支給上の地域区分設定について、札幌管区气象台は気象上からの寒冷度区分に協力している。

昭和23年当時の職員給与は2500円ベースで、職員の生活は貧困を極め、この年の6月から俸給は毎月の11日、26日の2回に分割支給された。月給の2回払いは昭和31年12月まで続くが、23年9月分気象業務月表の厚生欄に次の記録が載っている。

生活費：独身者 3000円、4人世帯 8000円。

配給状況：米5日分、サツマイモ2日分、麦粉18日分、欠配9月まで45日分。

自由物価：米1升170円、玉ねぎ100匁25円、主たる購入地 旭川・帯広。

昭和22年5月、札幌管区气象台課務分掌規程の一部が改正され、予報課の現業掛は業務掛と名称が変更した。道内官署では、22年5月、羽幌・北見枝幸の観測所は測候所に昇格し、また、森・苫小牧・雄武の中央气象台観測所は札幌管区气象台観測所に所属替えとなった。この年の10月、気象官署出納官吏配置任命規程が定められ、札幌管区气象台に出納官吏と物品会計官吏の任命制度ができ、前者は出納掛長、後者は用度掛長がそれぞれ任命された。

次に機構縮小と行政整理について述べる。戦後、気象従事経験の復員者や外地引揚げ者などが多数復職しある

いは雇用されたため、本州などでは定員数をはるかに超えるところが多かった。そのような中で昭和23年2月のいわゆる「フリー・ノート」に始まる気象事業予算、機構・人員の縮小整理が進行した。同年度は予算削減、航空・山岳などの官署の廃止及び一割程度の人員整理で終わったが、翌24年に入るとGHQによる行政事務再編成と機構の簡素合理化が全官庁に及んだ。同年6月、行政機関職員定員法が施行され、11月には中央気象台組織令の改正があって、気象官署の職員数を全国で22%減に、9管区は5管区に縮小し、一部官署は廃止するなど、戦後最大規模の整理が実施されることになった。

札幌管区内では、23年度は阿寒岳・羊蹄山の山岳測候所と厚岸測候所（21年設置）が廃止されたが、一方では弟子屈観測所の新設や倶知安観測所の測候所昇格等があった。なお、このとき千歳測候所も廃止され、実員の削減は十数名であったが、進駐軍への協力業務という特殊性もあって、当時の職員は中央気象台に属していた。

このころ、整理とは別に、道内では生活苦から他の生業を求めて転職する職員が相次ぎ、根室・稚内をはじめ多くの官署では、むしろ欠員状態となり、管区総定員510余名に対し、実員20名前後不足であった。さらに、23年度末までに100名にも及ぶ希望退職者が出て、結果的には、これを上回る採用と転入によって補充をしなければならぬ程であった。

しかし、24年度に入ると情勢は一段と厳しくなり、佐幌岳測候所・弟子屈観測所・美瑛産業気象研究所の廃止に加え、大部分の官署において定員削減が行われ、新採用は年度当初から停止された。これにより120名に近い減員となり、定員約390名、実員約380名という結果になった。この間に希望退職者もあり、年度末には若干の新採用を行っている。

人員整理の7割近くは24年7～8月に行われ、年内にはほぼ終了した。美瑛産業気象研究所の田沢所長以下職員十数名の北見作物報告事務所への転出と、自ら身をひく退職者が相当数あったとはいえ、すう勢の赴くところ、高年令者・女子職員等が整理対象の大半を占めた。

昭和24年1月1日、札幌管区気象台課務分掌規程の一部が改正され、予報課に天気相談掛が、観測及び通信課に業務掛が新設された。予報課の天気相談掛は別名天気相談所と称し、市内の小中学生を対象に気象同好会を発足させている。さらに同年10月1日には、通信課の無線掛は廃止され、この結果、通信課は業務・電信・整備の3掛制となった。11月には、掛の名称が係と改正され、

翌12月には地方機関分掌規程が定められた結果、台内の組織は次のとおりとなった。

総務課：総務，人事，出納，用度，主計，厚生係
 予報課：業務，予報，予報調査，普及，防災係
 通信課：業務，電信，無線係
 観測課：業務，測候，地震，高層係
 測器課：測器，工作係
 調査課：調査，統計係

昭和26年3月、地方機関分掌規程の一部が改正され、管区の内部組織は2部8課制となった。

総務部	—庶務課：文書，人事，厚生係
	—会計課：主計，用度，管財係
	—業務課：計画，管理，広報係
技術部	—予報課：連絡，予報，防災，調査係
	—観測課：地上，高層，地震係
	—通信課：監査，有線，施設係
	—調査課：調査，統計係
	—測器課：検定，工作係

昭和26年9月1日、民間航空の運行が許可されるに及んで、千歳に千歳航空測候所が設置された。この年から全道職員を対象に台長表彰制度が発足した。この表彰制度は、昭和44年に札幌管区気象台表彰選考実施要領として成文化されている。

昭和27年8月1日、通信課に新たに無線係が設置され、この結果、通信課は4係となった。さらに10月1日、予報課に予報官、観測課に津波予報官が配置された。

従来、気象官署の業務は気象台測候所条例、暴風雨標条例および気象官署官制によって運営されていたが（気象台測候所条例は昭和18年11月に気象事業令と改称）、終戦後にこれらは法律的に失効となり、各官署の業務運営の基本を明確に規定した法律はなかった。しかし、国内では消防法・水防法等が制定され、国際的には世界気象機関（WMO）等へ加入するに及んで当然気象関係の国内法の整備が必要となり、昭和27年6月20日法律第165号によって気象業務法が制定されることになる。これは同年12月1日から施行されたが、この説明会が翌年1月に札幌市をはじめ道内各主要都市において行われた。

昭和24年の行政整理後も、全国各官署の割当定員には一定の基準や合理的根拠が無いというのが実情であった。そこで、一定基準により業務に見合った定員を査定するため、昭和27年にA、B、Cの三つの定員案が提起され、同年10月にB案を採用することが決定した。このB案決定に際し、管区では台長を委員長とし、地方を含

めた委員9名からなるB案対策の定員査定委員会を発足させ検討に当たった。B案は翌28年から適用実施されている。

昭和28年、北海道知事の諮問に応じて、北海道における寒冷積雪が地方財政にどのような影響を与えているかを調査するため、各界の有識者による「寒冷積雪調査小委員会」が発足した。札幌管区气象台では平衡交付金の増額、地域給の決定等に有力な気象資料を提供した。

終戦後、にわかにクローズアップされてきた北海道の開発と産業の振興に寄与し、気象業務を側面から支援するとともに、気象業務や気象知識の普及を図ること、さらに戦後の復員者や外地引揚げの気象関係者の雇用等を目的として、昭和21年秋に設立された北海道産業気象協会は、その後、業務の拡充及び社会的要望により昭和28年12月、北海道気象協会と改組したが、同32年解散し、事業及び財産の一切を、財団法人気象協会北海道支部（現在、日本気象協会北海道本部）に継承した。

気象業務法施行後2年を経過した昭和29年に、気象職員が行う気象業務行為の権限と責任を問われるような洞爺丸遭難事件が起こった。昭和29年9月26日夜、急速に北上した台風15号（洞爺丸台風）のため、青函連絡船洞爺丸は満員の乗客を乗せたまま函館港外で転覆し、死者・行方不明者1139人に達した。海難審判庁による調査と審判は、第2審の最終判決の昭和34年2月まで、日本国有鉄道・气象台関係者等を対象に続けられた。当時の札幌管区气象台技術部長であった瀧本 一もこの尋問に出席した。判決では气象台側に対する勧告は行われなかったが、業務行為の社会的責任の認識と業務体制の反省への大きな契機となった。

昭和31年1月、地元からの要望により、紋別市に紋別測候所が新設された。同5月には総務部会計課に課長補佐が配置された。

昭和27年に気象業務法が施行され、法律上の業務責任が明確になる一方、各種業務も着々と整備されるに伴い、内部組織の整備拡充が气象台の内外から強く要望され、昭和31年7月1日に法律第141号で中央气象台は気象庁に昇格し、運輸省の外局となった。

3.5 気象庁時代

気象庁に昇格した7月1日付で、札幌管区气象台の組織が一部改正され、庶務課が総務課と名称を変更した。また、総務と業務の両課に課長補佐ができ、総務課には新しく給与係が誕生した。さらに、予報課の予報係、観測課の地上係、通信課の有線係は、それぞれ第1、第2

の2係に分割されることになった。

次に定員査定委員会について述べる。昭和28年からB案による定員が基準となって適用されてきたが、その後の業務の拡充、組織の改変が著しく、これに伴う人員の増加も業務量を完全に充足するには至らなかった。札幌管区は昭和30年ころから中央气象台に全官署の定員再配分を建言していたが、これに対応する動きは見られなかった。しかし、管区内各官署の業務と定員の不均衡を是正するための定員再配分は急務であるとして、札幌管区独自で定員再配分の査定作業に取りかかることになった。

昭和31年、管区台長の指示により定員改定の子備調査を行い、同33年には札幌管区定員査定委員会を発足させ、B案にとらわれずに、35年春までに結論を得ることを目標にした。委員会は総務部長を長に委員7名、幹事4名で構成されたが、予備調査の期間も含めると査定作業は実に4年有余の長きに及び、昭和35年6月ようやくその結果を管区台長に答申した。これを企画委員会及び官署長会議で討議し、同年8月、この定員を管区実行として各官署に再配置した。その後、業務の増減により昭和38年5月に修正を行っている。

札幌管区内にあっては、以後、昭和48年に第2次業務整理に際して、通称72案査定定員が全国に適用されるまでの間、この定員が基準として採用されていた。

昭和31年5月に物品管理法及び国の債権の管理に関する法律が成立し、32年1月から物品管理官、債権管理官が配置された。同年4月から公文書は横書きとなり、9月1日には稚内・網走・旭川・釧路・室蘭の各測候所が地方气象台に昇格した。翌33年1月、広尾町に広尾測候所が新設された。

昭和33年5月、総務部各課に配置されていた課長補佐は補佐官と改称された。一方、日常業務の整備が叫ばれ、3月 札幌管区气象台部長・課長委任規程、10月 札幌管区气象台自動車管理規程、11月 札幌管区气象台会報規程（48年廃止）の各規程が制定された。

昭和34年4月、技術部通信課に通信官が配置された。この年、全道職員を対象に札幌管区气象台互助会が設置されたが、40年に、すでに目的は達成されたとして解散となった。

昭和35年4月1日、技術部高層課が新設され、係は観測・技術の2係であった。

昭和36年1月、技術部予報課に防災気象官が配置された。10月には、多年、職員の願望であった子弟寮が、全

国募金及び気象協会の協力により、現在の北区北24条西8丁目に建設され、利用され始めた。

昭和37年4月、技術部測器課の工作係は測器係と改称、11月には技術部観測課にレーダー係が配置され、これで同課は第1地上・第2地上・地震・レーダーの4係制となった。

昭和38年10月2日の早朝4時50分、管区総務部総務課から出火し、同課及び業務課の一部を焼失して、5時30分鎮火したが、以後、昭和40年12月の新庁舎完成までの間、事務実施に大きい不便を与えることになった。

同じ38年11月には、以前から要望されていた「札幌管区气象台例規集」が刊行された。これは、札幌管内の規約などを見やすく集めたものであるが、46年8月には改訂され「例規集」として再出版された。

昭和42年1月1日、気象庁行政相談実施規則が制定された。この規則によると、行政相談の窓口は総務部総務課補佐官であったが、同46年6月に規則の一部が改正され、以後、総務部業務課補佐官に変更された。

昭和42年から文書整理の合理化推進のため「ファイリングシステム」の導入を計画し、同45年1月1日から、このシステムを道内全官署を対象に実施した。この年の4月、技術部測器課に検定官が置かれている。

昭和44年4月から「行政機関の職員の定員に関する法律」が適用された。この法律は国家行政機関職員の数を常に一定限度内にとどめようとする、いわゆる総定員法とも呼ばれるもので、これの適用に伴い、新規業務により定員が増す一方では定員の削減が行われ、これを実施するための業務整理が、昭和44年度から3年を一区切りとして、現在まで第1次・第2次・第3次と行われている。その内容は、管理事務の簡素化、予報業務の系列化などによる整理のほか、清掃業務の外注、稚内・浦河と札幌の無線交信系の廃止（45年）、寿都・森測候所の業務改変（48年）、気象通報所の廃止（幾春別：47年、鷹

泊・日高門別・本別：51年）、24回観測から8回観測への移行（稚内：50年、根室：51年）などが主なものである。

ADESS 通信システムの運用によって、管区無線放送の必要がなくなったので、昭和43年10月で中央電報局气象台分室は任務を終了し、管区庁舎から撤収した。このあとには総務課文書係が入居した。

昭和43年11月には組織の一部が次のとおり改正されている。

総務部業務課：調査官（新設）

技術部観測課：主任技術専門官、技術専門官（新設）
津波予報官は主任技術専門官と改称
第1、第2地上およびレーダー係は現業班と改称

技術部予報課：技術専門官（新設）

第1、第2予報係は現業班と改称

技術部通信課：主任技術専門官、技術専門官（新設）
有線および無線係は現業班と改称
通信官は主任技術専門官と改称

技術部高層課：主任技術専門官、技術専門官（新設）
観測係は現業班と改称

この後、昭和47年4月に技術部観測課の地震係も現業班と改められ、この結果観測課はすべて係制から現業班へと移行された。

昭和47年7月、新たに札幌管区气象台文書取扱規則が制定され、同29年4月制定のものは廃止された。

昭和48年4月1日から会計事務の集約化が行われ、札幌管区气象台の直轄官署（岩見沢・小樽・倶知安・寿都・森・江差）の会計機関（資金前渡官吏・分任契約担当官・分任物品管理官・国有財産保存主任）を廃止し、管区において集約管理することになった。昭和49年12月には、管区予報課に主任予報官が置かれている。

（佐藤義彰）